

免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会

(第3回)

日時：平成31年2月19日（火）

10:00～12:00

場所：中央合同庁舎3号館

4階特別会議室

議事次第

1. 開 会

2. 議 事

- (1) KYB等による事案等の原因究明の検証
- (2) 報告案の方向性について
- (3) その他

3. 閉 会

第3回 配布資料一覧

共通

- 資料0-1 ・免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会 規約
- 資料0-2 ・第2回委員会議事要旨

議事1 KYB等による事案等の原因究明の検証

(1) KYBに関する原因究明結果等について

- 資料1-1 ・当社及び当社の子会社が製造した建築物用免震・制振用オイルダンパーにおける不適切行為に関する原因究明・再発防止策について (KYB)
- 資料1-2 ・上記補足資料 (KYB)
- 別冊 ・免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為に関する調査報告書 (KYB)

(2) 川金HDに関する原因究明結果等について

- 資料2-1 ・当社子会社における免震・制振オイルダンパー問題における原因究明・再発防止策等について (川金)
- 資料2-2 ・上記付属資料 (川金)
- 別冊 ・西村あさひ法律事務所による「調査報告書」(川金)
- 資料2-3 ・(株)川金コアテック及び光陽精機(株)に対する確認結果の概要

議事2 報告案の方向性について

- 資料3 ・品質管理体制が確保されていないとされた免震ダンパー等の製造事業者に対するサンプル調査等の実施状況について
- ・再発防止に向けた検討の方向 (案)

議事3 その他

- 資料4 ・今後の進め方 (案)

参考資料

- ・KYB(株)及びカヤバシステムマシナリー(株)が製造した免震・制振オイルダンパーの大臣認定不適合等について (建築関連)
- ・免震ダンパー等に係る検査データの信頼性確保のための取組方針の報告について (平成31年1月7日付国住指第3352号)
- ・免震ダンパー等に係る品質管理体制の改善計画の報告について (平成31年2月13日付国住指第3774号)

免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会 規約

平成30年10月26日

(名称)

第1条 この委員会は、免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は、建築物に係る免震材料及び制振部材に係る不正事案を受け、専門的見地から、不正事案に係る原因究明結果の検証を行うとともに、再発防止策等について検討し、国土交通省に対して提言を行うことを目的とする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、別紙のとおりする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会の議長となり、議事の進行に当たる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、国土交通省住宅局が行う。

(関係者からの意見聴取)

第6条 委員長が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第7条 会議については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。議事要旨について、事務局は委員長の確認を得たのち、会議後速やかにホームページで公開する。

(守秘義務)

第8条 委員会委員に対しては、国家公務員と同様に国家公務員法上の守秘義務が課される。

以上

「免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会」

名 簿

| | | | |
|-------|---------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 委 員 長 | <small>ふかお</small> 深尾 | <small>せいいち</small> 精一 | 首都大学東京名誉教授 |
| 副委員長 | <small>きたむら</small> 北村 | <small>はるゆき</small> 春幸 | 東京理科大学副学長（理工学部建築学科教授） |
| 委 員 | <small>おおもり</small> 大森 | <small>ふみひこ</small> 文彦 | 東洋大学教授・弁護士 |
| 委 員 | <small>せいけ</small> 清家 | <small>つよし</small> 剛 | 東京大学大学院准教授 |
| 委 員 | <small>おくだ</small> 奥田 | <small>やすお</small> 泰雄 | 国立研究開発法人建築研究所 構造研究グループ長 |

(敬称略)

免震材料および制振部材に関する外部有識者委員会（第2回）議事要旨

日時：平成30年12月27日（木） 14:00～16:00

場所：中央合同庁舎3号館4階特別会議室

（1）説明事項 不正事案に係る追加事象の内容について

○事務局から、資料1及び参考資料により、KYB(株)の不正事案における追加事象等の内容、追加事象等を踏まえたサンプル物件の安全性検証結果、光陽精機(株)および川金コアテック(株)の不正事案に係る物件数の修正等の説明を行った。

○委員から、追加事象等を踏まえた当面の安全性検証についての進捗について質問があり、事務局から、KYB(株)からは鋭意進めていくと聞いているが引き続き指導していく旨回答した。

○委員から、速度が比較的小さい領域においてダンパーの減衰力が認定内容等に適合していない場合の影響について質問があり、速度の小さい領域の減衰力は稀に起こる地震（震度5強程度）に対する損傷防止性能の検証の際や時間とともに応答速度が変化することに対応して解析を行う時刻歴応答解析の際などに影響するため、認定内容等に適合していないと構造計算が実際の性能を反映していないことになる旨回答した。

○委員から、KYB(株)において2013年以降新たに導入された試験機の保存記録からの検査記録の特定状況等について質問があり、免震ダンパーについては新しい試験機が用いられているが、データからダンパーを特定するための情報がないものがあるため、引き続き特定する努力が求められる旨回答した。

○委員会から、国土交通省においては安全性検証等について引き続き必要な対応を行っていくよう、要請があった。

（2）免震材料に係る認定事業者の状況について

○事務局から、資料2により、既認定事業者への調査結果についての説明を行った。

○委員から、廃業した事業者の調査について質問があり、事務局から、廃業した業者の一部は認定取得時の連名事業者を通じて確認し、残りについては当時の担当者にヒアリングを行ったことを説明した。

- 委員から、まずは大臣認定の対象としている免震材料について議論を行うことは理解できるが、制振ダンパーについても実態を把握したうえで対策をすべきではないかとの意見があった。
- 委員から、大臣認定されている以上は品質が確保されていることを担保するような仕組みとすべきであるとの意見があった。
- 委員から、製品出荷時の外部チェックが機能するように、一般的な手順を示してはどうかとの意見があった。
- 委員から、製造者が手を加えることができない生データの保管が重要であるとの意見があった。
- 委員会から、実態調査を踏まえて、既認定業者についても品質管理体制の改善を求めていく必要があるため、国土交通省において必要な対応を進めていくよう、要請があった。
- 議論を踏まえて、引き続き検討を進めていくこととなった。

以上